

# 聴覚障害学生の障害者差別解消法の理解度による セルフ・アドボカシースキルの様相と手話への認識

ー聴覚障害学生の手話習得教育プログラム開発に向けての予備的調査ー

甲斐 更紗（国立民族学博物）

## 問題と目的

- ・聴覚障害学生の高等教育機関への進学が年々増加している現在において、障害者差別解消法施行も踏まえた上で、どのような支援方法が妥当かどうかという判断が不可欠である。そこに聴覚障害学生の意思表明力などのセルフ・アドボカシースキルが重要になってくる。
- ・手話による通訳が、聴覚障害学生にとっては積極的に議論に参加できることが可能（吉川ら, 2011）であるが、聴覚障害学生支援を実施している約150校のうち、手話通訳による支援提供は48校である（日本学生支援機構, 2022）。
- ・使用言語または手話に対する支援ニーズを明確に表明できないのでは？すなわち、必要な配慮を認識し、客観的に説明して適切な支援を求めるセルフ・アドボカシースキルの様相は？手話を知らないまま大学に入るインテグレーション経験者である聴覚障害学生が手話習得によって手話通訳支援を活用できるようになるにはどのようなサポート（手話習得教育プログラムなど）が必要なのか？それらを検証する研究が皆無である。



そこで、聴覚障害学生の障害者差別解消法の理解の程度及び、セルフ・アドボカシースキルの様相、手話への認識について把握した上で、聴覚障害学生の手話習得教育プログラムが必要な根拠となるものを探るとする。

## 方法

※本調査実施にあたって、元職場である九州大学基幹教育院にて倫理審査委員会による審査を受けた（課題番号：201605R）。

- 1) 対象者：聴覚障害のある大学生、大学院生、専門学校生等（35名、平均年齢20.4歳）
- 2) 調査期間：2016年8月から12月
- 3) 調査内容：①フェイスシート（本人の状況等や障害者に関する法等の知識を問う8項目）  
②セルフ・アドボカシースキル尺度（本田・新井・石隈, 2010；Dale E. Brashers, Stephen M. Hass & Judith L. Neidig, 1999；竹村, 2009他）から作成した13項目  
③ろうアイデンティティ尺度（甲斐・鳥越, 2006）14項目

## 結果

35名から得られたデータを、障害者差別解消法について、法律内容も含めて知っている学生群（理解有群）、「内容は知らないが、法律ができたことは聞いたことがある」または「知らない」「分からない」「無回答」の学生群（理解無群）に分類した。各群にて、配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があるかどうかについて、Table1の結果が得られた。次に、セルフ・アドボカシースキルについて、全ての項目の平均値と標準偏差を算出し、理解有群と理解無群に分けて、得点が高い項目とともっとも得点が高い項目別に平均値と標準偏差を算出した（Table2）。「私はたびたび、情報保障などのニーズについて大学に提案する」にて、障害者差別解消法の理解有群と理解無群の平均値の差に有意差がみられた。有意差があった「私は度々、情報保障などのニーズについて大学に提案する」項目において、障害者差別解消法の理解有群と理解無群にて、ろうアイデンティティ尺度の「私は、まわりの人と手話で話ができれば、もっと自分の言いたいことを伝えられると思う」項目にてそう思う・少しそう思う・どちらでもない・そう思わないと回答した学生ごとに分類した（Fig.1）。周囲と手話で話ができることで、情報保障などのニーズ提案が大学に対してできる学生の割合が高いことが明らかになった。

Table1 障害者差別解消法の理解による、「障害を理由とする差別」の意識

|             | 差別に当たる<br>場合がある | どちらかといえ<br>ば差別に当たる<br>場合がある | 一概には<br>言えない | どちらかと言え<br>ば差別に当たる<br>場合があると<br>思わない | 差別に当たる場合が<br>あるとは思わない | 分からない<br>無回答 |
|-------------|-----------------|-----------------------------|--------------|--------------------------------------|-----------------------|--------------|
| 理解有群 (n=22) | 5 (22.7%)       | 13 (59.1%)                  | 3 (13.6%)    | 1 (4.6%)                             | 0 (0.0%)              | 0 (0.0%)     |
| 理解無群 (n=13) | 1 (7.7%)        | 4 (30.7%)                   | 2 (15.4%)    | 2 (15.4%)                            | 1 (7.7%)              | 3 (23.1%)    |

Table2 聴覚障害学生の障害者差別解消法の理解度によるセルフ・アドボカシースキル  
（両側検定のt検定）

| 質問項目                |                                    | 理解有群 (n=22) |      | 理解無群 (n=13) |      | t値    |
|---------------------|------------------------------------|-------------|------|-------------|------|-------|
|                     |                                    | 平均値         | SD   | 平均値         | SD   |       |
| 全体的に<br>得点が高<br>い項目 | 私は度々、情報保障などのニーズについて大学に提案する         | 2.59        | 0.98 | 1.83        | 0.58 | 2.29* |
|                     | 大学が私の理解、同意なしに支援内容などを実施したら、私は尋ねる    | 2.86        | 0.79 | 2.83        | 0.68 | -0.73 |
|                     | 障害者の権利について知っているのとより強力になると思う        | 3.50        | 0.58 | 3.46        | 1.00 | 0.13  |
| 全体的に<br>得点が高<br>い項目 | 障害者差別解消法などの法律について知っているのとより強力になると思う | 3.50        | 0.50 | 3.15        | 0.94 | 1.37  |
|                     | 自分が助けてほしい理由を伝えることができる              | 3.36        | 0.77 | 3.37        | 0.72 | 0.20  |

\* $p < .05$

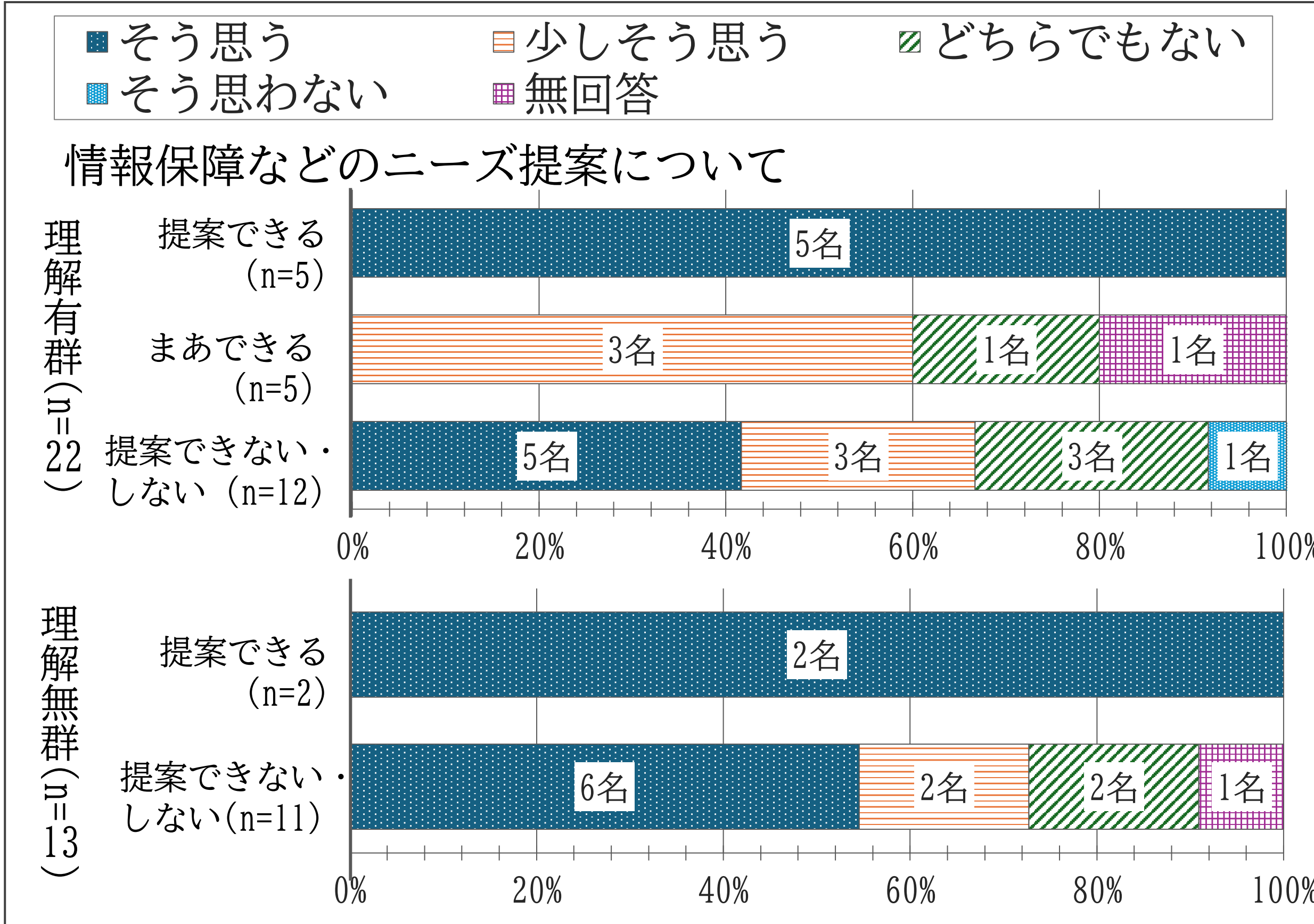


Fig.1 情報保障などのニーズ提案と、「周囲と手話ができることで自分の言いたいことが主張できる」聴覚障害学生の割合

## 考察

障害者差別解消法についての理解度が低い聴覚障害学生は、支援内容について提案したり、合意なしに支援が提供された場合理由を尋ねたりするスキルが獲得されていないことが窺えた。さらに、周囲と手話で話し合える、すなわち、手話で議論し合えることで、情報保障などの支援ニーズを大学に提案することが示唆された。このことから、法的知識を持つことと手話ができることが、聴覚障害学生のセルフ・アドボカシースキルにとって重要であると考えられよう。今後、本調査で作成したセルフ・アドボカシースキルの質問項目の探索的因子分析を実施し、信頼性の検討を行う。また、手話習得や手話に関する意識との関連性についてさらに検討する。なお、全国にいる聴覚障害学生数は、2024年時点では2,671人（日本学生支援機構, 2024）であり、今回の調査結果は、全国全ての聴覚障害学生のセルフ・アドボカシースキルの様相が反映されているとは言えない。今後の質問紙調査の実施方法を改めて検討するとともに、改正障害者差別解消法の内容もふまえて、今回の調査で得られた知見を、聴覚障害学生向けの手話習得教育プログラム開発に活かし、聴覚障害学生のセルフ・アドボカシースキル向上に繋げる予定である。

※本ポスターは2022年第33回日本発達心理学会で発表した内容を修正加筆したものである。  
※連絡先：sarasa@minpaku.ac.jp/ kaisarasa@gmail.com

科研費（16K13601）（24K06163）による成果である